

(様式 1 - 3)

福島県帰還・移住等環境整備事業計画 帰還・移住等環境整備事業等個票

令和 8 年 4 月時点

※本様式は 1 - 2 に記載した事業ごとに記載してください。

NO.	271	事業名	浪江町放課後児童クラブ整備事業	事業番号	(4)-35-2
交付団体	福島県	事業実施主体 (直接/間接)	浪江町 (間接)		
総交付対象事業費	5,520 (千円)	全体事業費	5,520 (千円)		
帰還・移住等環境整備に関する目標					
<p>当町では、町外に居住する 0～18 歳の児童がいる子育て世帯が 985 世帯と今なお多数存在しており、「浪江町人口ビジョン」に掲げる将来人口を達成するため、これらの世帯の帰還や、町外からの若い世帯の移住を促進している。また、当町では、令和 6 年度に浪江町子ども計画を策定し、その基本目標の一つとして、「子どもたちがのびのびと成長できる環境をつくる」ことを定め、その具体的な事業目標として、子どもの成長段階に沿った、学ぶ場、過ごす場、交流する場、相談できる場等の確保に向けた社会資源を増やすことを明記している。</p> <p>これを実現するため、当町では「放課後なみえ子どもクラブ事業」を実施し、子どもたちが共に過ごし、学習や遊び、スポーツなど地域に根ざした多様な体験活動や、地域住民との交流等ができる機会を創出し、ふるさととの絆の維持や心身の成長をはかることを目標としているが、現在は、適切な場所がないため、緊急的になみえ創成小・中学校敷地内のクラブハウス及び学校の余裕教室にて「放課後なみえ子どもクラブ」を運営している。</p> <p>※当該事業は児童福祉法第 6 条の 3 第 2 項に規定されている「放課後児童健全育成事業」ではなく、子育て支援事業の一環として保護者の就労の有無に関わらず利用可能とした町独自の事業として運営している。</p> <p>新たに児童福祉法第 6 条の 3 第 2 項の規定に基づいた「放課後なみえ子どもクラブ」を整備することで、浪江町内において教育エリアと子育て支援拠点エリアの棲み分けを行い、安心して学び、遊び、健やかに成長できるような適切な教育及び子育て支援ができる環境を整備し、既に帰還している住民の定住やこれからの帰還者促進を図ることを目的としている。</p>					
事業概要					
<p>浪江町放課後児童クラブ整備事業の概要について</p> <p>当町は、なみえ創成小・中学校と浪江にじいる子ども園の隣にある旧クリニック（現在使用されていない既存の建物）を改修（令和 8 年度に設計、令和 9 年度に改修工事）し、令和 10 年度から放課後児童健全育成事業（児童福祉法第 6 条の 3 第 2 項）を実施する。</p> <p>(1) 施設について</p> <p>放課後児童健全育成事業は学校の余裕教室や学校敷地内で行うことが推奨されており、当町も検討を重ねたところだが、現状学校には空き教室はない。現在放課後の時間のみ応急的に借りて子どもクラブを実施しているクラブハウス・多目的ルームは、本来、学年を超えた交流の場として整備された施設であり、中学校の授業や行事、イベント等さまざまな用途のほか、文化部・運動部など部活動の場として活用するところであるため、本来の目的にそった利用に戻す必要がある。また、町内にある既存施設についても、施設の広さの問題や、送迎方法等で課題がある。</p> <p>学校隣地を整備し、学校から旧クリニックへの動線も敷地内で行き来できるように児童の安全を担保しながら、旧クリニックを改修して放課後児童クラブにすることで、1 人当たりの専有面積を確保でき、過密状態が解消されることで、配慮を要する児童への支援力の強化、児童のストレス軽減、感染症対策、安全性の向上などが図られる。</p> <p>旧クリニック周辺を子育て支援拠点として整備することで、放課後児童クラブやファミリーサポートセンター、病児病後児保育等の一体的整理が可能となり、地域住民との協働も図ることができるため、教育エリア全体として、地域学校協働活動の拠点ともなり、地域全体で子どもを見守る体制が強化される。</p> <p>(2) 運営雇用</p> <p>福島再生加速化交付金（237,000 千円の補助（国庫：158,000 千円、県費 39,500 千円（R8 度～R9 度））を活用して旧クリニックを改修し、令和 10 年度より放課後児童健全育成事業（児童福祉法児童福祉法第 6 条の 3 第 2 項）を実施するが、放課後児童健全育成事業では、1 支援単位当たり原則 2 名以上の放課後児童支援員の配置を要する。当町では、現在、5 名の放課後児童支援員、4 名の補助員を会計年度任用職員として雇用しているが、平均年齢が 57.6 歳であるため、世代交代を見据えた働き手の確保方策を検討する必要があり、現在、求人募集しつつ、事業者への委託により支援員確保を想定している。</p>					

当該事業者は、放課後児童クラブの運営を全国で 2,465 単位行っており、福島県内でも 4 市町村で受託している実績がある。質の向上のための教育研修、安定した人材確保、魅力あるオリジナルプログラム、衛生管理安全管理マニュアル、ICT の活用を進めているため、委託することで将来に向かって安定した職員体制を維持できるとともに、職員の質の担保にもつながることが期待される。ひいては、今後のなみえこどもクラブの健全育成の質が向上し、学習面についてもより良い効果が得られると考えている。

また、現在雇用している支援員の一部は所得税控除の関係等で働き控えをしているが、国の税制改正によって、一定程度の勤務時間の延長等が可能であり、事業者へ委託をする際には、現在、当町で雇用している会計年度任用職員を採用する条件で委託する想定である。

上記のとおり、「放課後なみえこどもクラブ」を一体的に整備することで、利用児童の学習などの放課後活動に必要な事業を効果的に実施することが可能となる。さらに、生活行事や生涯学習課事業とも連携して体験活動等を行い、従事している職員が一カ所でこどもたちをケアすることにより、多くのこどもたちが安心して活動できる環境確保の実現を目指す。

◆浪江町復興計画【第三次】p48～51

施策 1 子育て環境・学校教育の充実

(1) 子育て環境の充実

子育て環境の充実により、子育てしやすいまちづくりに取り組みます

(2) 学校教育の充実

学校教育の充実により、未来を担う人材の育成に散り組みます

◆浪江町こども計画（令和 7 年度～令和 11 年度）

基本目標 1：こどもたちがのびのびと成長できる環境をつくる

(2) 多様な交流体験機会の拡充 ①放課後なみえこどもクラブ事業 P31

(3) 魅力ある学校教育の推進 ①小・中学校・こどもクラブの整備 P32、⑧学びの場の確保 P33

(4) こどもの個性と創造性を育む環境整備 ⑥教育・保育施設の整備 P34

基本目標 2：子育て家庭が安心して子育てができるよう支援する

(3) 多様な保育サービスの充実と質の向上 ⑧病児病後児童保育事業 P42

基本目標 3：地域とともに子育てしやすい環境をつくる

(2) こどもの居場所づくりの推進 ②こどもの居場所の施設整備 P49

基本目標 4：困難や課題を有するこども・若者を支援する

(1) 学校生活等で困難を抱える子どもの支援 ④学びの場の確保（再掲）P50

当面の事業概要

<令和 8 年度>【第 54 回申請】

・改修設計費 5,520 千円

地域の帰還・移住等環境整備との関係

当該整備地域には、平成 30 年 4 月に浪江にじいろこども園となみえ創成小中学校が開園・開校しており、浪江町の教育施設を集約する地域である。令和 7 年 5 月の町議会全員協議会において、「なみえ創成小学校・中学校周辺は、教育エリアとして一体的に整備する」ことを町執行部から説明し、了承を得ている。

今後、教育関連施設は、小中学校を中心に整備することとなっており、付近には災害公営住宅や商業施設なども整備されていて、一体的に帰還・移住等の環境整備が可能であることから、教育・保育環境をさらに充実することで子育て世帯の帰還促進と移住・定住の促進を図ることができる。

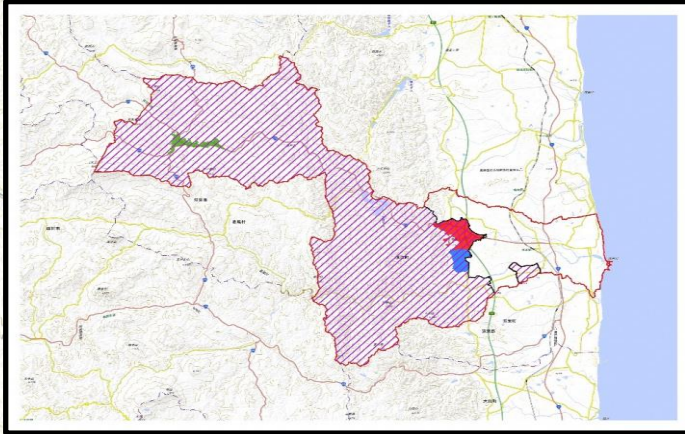
関連する事業の概要
<p>※参考</p> <p><令和 8 年度></p> <p>「浪江町子育て支援のための拠点施設整備事業（福島再生加速化交付金申請事業（4）-37-1）」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・なみえ創成小・中学校と浪江にじいるこども園に隣接する旧自宅、旧薬局（現在使用されていない既存の建物）を改修（令和 8 年度に設計、令和 9 年度に改修工事）し、令和 10 年度から地域子育て支援拠点事業を実施。 ・当該拠点では、一時預かり事業のほか様々な事業を総合的に実施することで、こどもの成長過程に応じた伴走型のきめ細やかな相談・支援体制を構築する。 ・多様な保育サービスの提供と質の向上を図り、町と地域住民が一体となって、充実した子育て支援事業を実現し、既に帰還している住民の定住やこれからの帰還者促進を図ることを目的とした事業。

※効果促進事業等である場合には以下の欄を記載。

関連する基幹事業	
事業番号	
事業名	
交付団体	
基幹事業との関連性	

位置図 帰還・移住等環境整備事業

令和8年1月時点



浪江町放課後児童クラブ整備事業

記号

- (幅員1.0m以上の道路)
- (幅員5.5m~11.0mの道路)
- (幅員2.5m~5.5mの道路)
- (幅員1.5m~2.5mの道路)
- (幅員1.5m未満の道路)
- (14) 国道および路線番号
- 自動車通行困難の部
- 送電線
- 神社
- ◇ 税務署
- 郵便局
- ⊙ 発電所・変電所
- ⊠ 記念碑
- × 小・中学校
- ⊙ 高等学校
- ⊙ 墓

凡 例	
田	広葉樹林
畑・牧草地	針葉樹林
桑畑	荒地

凡 例	

大熊町 1:50,000

庁舎外持ち出し厳禁

